

議案第七号

港区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月二十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立公園条例の一部を改正する条例

港区立公園条例（昭和三十八年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第三十六条」に改める。

第三十条を第三十六条とする。

第二十九条第一号中「前条」を「第二十八条」に改め、「これらの規定を」を削り、「第五条第一項各号」を「同項各号」に改め、同条第二号中「前条」を「第二十八条」に改め、同条を第三十五条とし、第二十八条の次に次の六条を加える。

（指定管理者による管理）

第二十九条 区長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）

に、公園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

一 公園施設（法第五条第一項の規定により設置又は管理の許可をした公園施設を除く。以下同じ。）の維持及び修繕に関する業務

二 公園施設の案内に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

（指定管理者の指定）

第三十条 指定管理者としての指定を受けようとする者は、区規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に公園の管理を行うことができる者と認める者を指定管理者に指定するものとする。

一 前条各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

二 安定的な経営基盤を有していること。

三 公園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること。

四 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理ができること。

五 前各号に掲げるもののほか、区規則で定める基準

3 区長は、前項の規定による指定をするときは、効率的かつ効果的な管理を考慮し、指定の

期間を定めるものとする。

(指定することができない法人等)

第三十一条 区長は、区議会議員、区長、副区長並びに地方自治法第百八十条の五第一項に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人(以下「役員等」という。)となつてゐる法人その他の団体(区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資してゐる法人その他の団体であつて、区議会議員以外の者が役員等となつてゐるものを除く。)を指定管理者に指定することができない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第三十二条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第二項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- 二 第三十条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- 三 第三十四条第一項各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

(指定管理者の公表)

第三十三条 区長は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理の基準等)

第三十四条 指定管理者は、次に掲げる基準により、公園の管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。
 - 二 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
 - 三 公園施設の維持管理を適切に行うこと。
 - 四 業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - 二 業務の実施に関する事項
 - 三 業務の実績報告に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、公園の管理に関し必要な事項
- 別表第四金額の欄中「二千百二十一円」を「二千四百三十九円」に、「千四百六十七円」を

「千六百八十七円」に、「千八百十円」を「二千八十一円」に、「七百十六円」を「八百二十三元」に、「六百九円」を「七百元」に、「四百六十八円」を「五百三十八円」に、「六百九十三円」を「七百九十六円」に、「一万千三百三十二円」を「一万三千三十一円」に、「一万六千九百九十九円」を「一万九千五百四十八円」に、「八十円」を「九十二円」に改める。

別表第五金額の欄中「千三百六十二円」を「千五百六十六円」に、「六百六十円」を「六百七十九円」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第四金額の欄及び別表第五金額の欄の改正規定は、平成二十三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日前に、既にこの条例による改正前の港区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

（説 明）

公園占用料の額を改定するほか、区立公園に指定管理者制度を導入するため、本案を提出いたします。